

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（第10回）の議題に関する意見

福岡教育大学 一木 薫

### （1）全ての教員に求められる特別支援教育に係る資質と研修

- 「指針」について。指標の対象とする公立の小学校等の教員等の範囲には「特別支援学校」が明記されているが、「基本理念」には「幼児、児童及び生徒に生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体や各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。）を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。」とあり、特別支援学校独自の教育内容である自立活動は含まれていない（知的障害特別支援学校の各教科も同様と推察される）。
- 「指標の策定に際しては、必ずしも全ての学校種ごとに個別の指標を作成することを要するものではなく、それぞれの学校種の特性を踏まえつつ、複数の学校種について共通の指標を策定することが可能」とされている。しかし、自立活動のカリキュラム構造や、指導内容の設定が日常的に求められる知的障害特別支援学校の各教科の特殊性を考慮すると、小学校等と共通で策定が可能な内容がある一方で、独自に策定するが不可欠な内容もある。
- 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者が「指針」をふまえて「指標」には、特別支援学校の教員を想定したものも一部に見受けられるが、多くは、通常学校の教員に必要な特別支援教育に関する内容を想定したものではないか。
- 「改善の方向性」の「発達障害に係る専門性」については、「求められる資質・専門性」と対応した表記にできないか。教員には、発達障害を含む障害のある子どもの学習上や生活上の困難をその背景とともに理解した上で必要な指導や支援を考えること、授業においては、各教科等で育成すべき資質・能力を培うために、子どもの学習上の困難に応じた手だてを講じることが求められる。小学校等の学習指導要領解説の改訂に際しては、同一の障害でも多様であり、画一的な対応で解決するものではないことを小学校等の教員に理解してもらうために表記の修正がなされたことを踏まえ、今回の表記についても工夫を図ればと思う。

## (2) 特別支援学級や通級による指導、発達障害に係る専門性の向上

○新たな免許の在り方を検討するためにも、現行の免許制度の総括が不可欠である。

## (3) 特別支援学校教諭の教職課程

○現行制度では、知的障害、肢体不自由、病弱の場合、当該領域に関する科目4単位（二種免許状は2単位）の修得をもって免許取得が可能であり、一度の特別支援学校教育実習により複数領域の免許を取得することになる。

○全国の教育センターの研修内容を参照すると、初任者研修でもスタート地点がそろわず苦勞されている現状が推察される。

○小学校等の教員については、「養成-採用-研修」の一体化が図られているが、特別支援学校の教員については、養成段階の課題が議論の具体化を困難にしている。4年間で修得可能な単位数の現状を踏まえて、養成段階で共通的に修得すべき資質・能力を整理すること、その上で、「指標」を検討することが喫緊の課題である。

## (4) 特別支援学校教諭の免許の在り方

○免許状保有率の向上は重要であるが、一方で、認定講習の受講者も多様化する現状にあり、免許状の質を担保することも必要と考える。

○特別支援学校教諭免許状の単位修得に係る研修を経年研修と抱き合わせで開催するケースがあり、研修の目的が曖昧になってしまう。